

生徒心得

本校生徒は、日々この心得を実践して、新しい明日の社会を創造する素地を培い、明朗な学園の伝統を樹立することに努めなければならない。

I 一般的心得

1. 常により高く美しい理想を求めて止まぬ情熱と、自己および人類の未来に対する希望を堅持しよう。
2. 自由にして民主的な社会に生きるものとして、自己の人権を自覚すると同時に、他の人格の尊厳を理解することに努めよう。
3. 諸規定、申し合せ事項を確実に実行するとともに、自主的精神をもってすべてことにあたり、良心と責任において行動しよう。

II 細部心得

1. 規律

- (1) 頭髪服装は清潔端正で高校生にふさわしい品位あるものであること。流行を追い華美にわたることは厳に慎まなければならない。
- (2) 登下校時を含め、常に制服を着用し、校章を所定の位置につけること。
- (3) 校内外を問わず榛高生としての自覚と誇りをもって行動すること。
法令など社会の規則や校則に違反し、他人に迷惑をかけてはならない。また、暴力や制裁行為は絶対にあってはならない。
- (4) 風紀上好ましくない場所への出入りは、禁止または制限する。
(30 頁生徒心得補則 4.)
- (5) みだりに金銭、物品の貸借をしないこと。
また、多額の現金や貴重品、学校生活に必要なでないものは持ち込まないこと。
所持品には必ず記名し、万一紛失・盗難等のあった際は、すみやかに担任に届出ること。
- (6) 夜間外出を避けるとともに、真にやむを得ない場合の他外泊は禁止する。なお、午後 10 時から 午前 4 時までの外出は、群馬県青少年健全育成条例違反となる。
- (7) 男女間の交際は特に節度を失わないこと。
- (8) 生徒風紀交通委員の活動に対しては進んでこれに協力援助すること。
- (9) 服装風紀等の細部については別に定める規定に従うこと。(28-29-30 頁生徒心得補則 1. 2. 3.)

2. 通学

- (1) 始業 10 分前の登校を励行し、下校時刻を厳守する。
- (2) 通学の際は交通規則を守り危害防止に留意するとともに、他の範となるように努めること。
- (3) バイク（原付き）を使用するの通学規定は別に定める。
- (4) 四輪自動車の通学は禁止とする。
- (5) 下校鈴後残留を必要とするものは、担任またはクラブ顧問の許可を得ること。

3. 授業・校内生活

- (1) 常に学習に対する熱意と積極性を堅持し、自律的計画的な学習習慣を作るよう努めること。また教科学習のみならず、諸行事など特別活動等あらゆる機会が学習の場であることを充分自覚すること。
- (2) 欠席する際は、事前に保護者が口頭または電話で担任に届け出ること。やむを得ないときは事後にこれを行うこと。欠席が 1 週間以上に及ぶときは医師の診断書を提出すること。
- (3) 遅刻の際は職員室で「遅刻届」によって報告、承認印を得た後、授業担任にこれを提示して授業を受けること。
- (4) 早退の際は、担任に届け出て許可を得ること。体調不良の場合は、必ず養護教諭の指導をうけること。
- (5) 教室移動は休み時間内に行うこと。みだりに他のホームルームや教室に入ってはならない。
- (6) 外出は原則として禁止する。
- (7) 昼食はホームルームでとることを原則とし、必要ある際は担任の許可を得ること。
- (8) みだりに公仕室や保健室に立ち入らぬこと。

4. 清掃・美化

- (1) 毎日の清掃等きちんと実行し、校内を常に美しく清潔に保つこと。
- (2) 危険物・紙屑等は所定の場所に確実に始末すること。
- (3) 校具器物の取扱いを丁寧にし、校舎を破損せしめぬよう注意すること。誤って破損した際は学校に届け出ること。
- (4) ストーブおよび火気の使用は、特に注意すること。ストーブ使用規定は別に定める。

5. 広告・集会・アルバイト・登山等

- (1) ポスターや広告類を展示する際は、生徒指導部生徒会系の承認を得ること。
- (2) 校外の諸団体等の行う集会、旅行、登山、キャンプ等に参加するときは、必ず届け出て指導を受けること。
- (3) アルバイトは学業継続の妨げにならぬように、家庭で十分に話し合った上で法令の範囲内で行うこと。(30頁生徒心得補則5)
- (4) 冬山(11月1日より4月30日まで)の登山は禁止する。

6. 礼儀

- (1) 登下校の際は互にことばを添えて挨拶し合うこと。
- (2) 来賓や先生に対しては特に礼を欠かないこと。
- (3) 校内外を問わず他人との応待には誠実を旨とし、言葉づかいに注意すること。

7. 休日登校

休日の登校者は、必ず制服を着用すること。

8. 制服着用規程

原則として次表のとおりとする。変更の必要がある際は、その都度学校が指示する。

制服着用について〈男女共通〉

制服期間	移行期間	夏服期間
制服	制服または夏服	男子・・・白ワイシャツ 女子・・・ブラウス・ベスト(リボン・ネクタイ)
4月1日～4月30日 10月1日～3月31日	5月1日～6月14日 9月15日～9月30日	6月15日～9月14日

- ※
1. 制服の下にはワイシャツ・ブラウスを着用すること。
 2. 綿シャツは不可。
 3. ワイシャツ・ブラウスは学校指定のものを着用すること。
 4. 移行期間、夏服期間については、学校指定のポロシャツを着用してもよい。

生徒心得補則

1. 頭髪等

男子（ア）髪型については特に定めないが、高校生としてふさわしくないと思われる髪型は禁止する。

髪の色は、自然の状態での毛先が、前髪は眉毛にかからない程度まで、側頭部は耳にかからない程度まで、後頭部はカラーにかからない程度までとする。

（イ）髪は原則として染めないこと。

（ウ）パーマは禁止する。

女子（ア）髪は肩ラインまでとし、それ以上長くする場合は、正装時及び体育・課外活動では、編むか束ねること。

（イ）前髪は、目にかからない程度までとする。それ以上長い場合は、ピン等で留めること。

（ウ）髪は原則として染めないこと。

（エ）パーマやカールなど手を加えないこと。

（オ）髪留めは、黒・紺・茶等の色で、派手でない小ぶりの物とする。

男女（ア）化粧、ピアスは禁止する。

（イ）爪は短く清潔にし、マニキュアは禁止する。

2. 服装

男子（ア）学校指定の制服を着用すること。

（イ）制服の下に着用するものは、学校指定のワイシャツとする。制服着用期間以外も同様とする。下着（Tシャツ等）は、華美なもの避けること。

（ウ）ベルトについては制服と同系統の色のもを着用すること。

女子（ア）学校指定の制服を着用すること。スカートの下にハーフパンツや体育着等ははかないこと。

（イ）制服の下に着用するものは、学校指定のブラウスとする。制服着用期間以外も同様とする。下着（Tシャツ等）は華美なものは避けること。

- 男女 (ア) セーターは学校指定のものを着用すること。着用の際、襟や袖口からかくれるように注意すること。
- (イ) 夏期・移行期については、学校指定のポロシャツを着用してもよい。但し、式典等の正装時には学校指定のワイシャツ・ブラウスを着用すること。
- (ウ) オーバー・コート・ジャンパーは、学生らしい型、生地を着用すること。色は白、茶、黒、紺、緑系統とする。なお、華美なものやカジュアルな布地のパーカー等は禁止する。

3. 履物

- (ア) 制靴は、黒または茶一色の短靴とし、型は学生らしいものとする
こと。
- (イ) 着用については、制靴を原則とするが、必要のある場合は、運動靴を着用することができる。ブーツ等、特別な靴の着用は禁止する。
- (ウ) ソックスについて
白・紺・黒(女子は紺・黒)の無地のものとする。長さは足首が完全にかくれる程度のもの(くるぶしの中央から 10cm 程度)
とし、ハイソックスより長いものは禁止する。
女子でストッキングを着用する場合は肌色、タイツを着用する場合は黒とする。

4. 下記の場所への出入は禁止または制限する。

- (ア) パチンコ店(禁止)
- (イ) その他、学校で定める場所

5. アルバイトは次の条件を守ること。

- (ア) アルバイトの必要性等、家庭で十分話し合った上で、「アルバイト届」を必ず提出すること。
- (イ) アルバイトが学業継続の妨げにならぬこと。
- (ウ) 労働基準法、群馬県青少年健全育成条例等、法令に違反しないこと。
- ・職種制限・・・危険な作業を伴わないもの。酒席での接待は禁止。
 - ・時間制限・・・午後 10 時から午前 4 時までは禁止。

6. スマートフォン・携帯電話は校内持込禁止とする。

※登下校中に必要な場合は、学級担任に申し出て、「校内持込許可願」を提出すること。